# 特定建築物排出量的源計画書

京都市地球温暖化対策条例に基づく義務規定

## 対象

建築確認申請を行う京都市内の建築物で**床面積 2,000 ㎡以上の新築・増築** (増築にあっては増築する面積が 2,000 ㎡以上)

- ※ 住宅・非住宅を問いません。ただし、改築・修繕は含みません。
- ※ 提出義務者は建築主です。

# 提出に必要な図書(2部)

- 特定建築物排出量削減計画書
- 『2008 年版 CASBEE 新築(簡易版)』によるメインシート、結果シート、スコアシート、解説シート(なお、『CASBEE 新築(簡易版)』で高得点(4点又は5点)を付けた場合、その具体策をスコアシートの「環境配慮設計の概要記入欄」に記入してください。)
- 『2008 年版 CASBEE 新築(簡易版)』で評価した電子データ(FD,CD-R 等)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項に規定する「省エネルギー計画書」の写し
- 付近見取図,配置図,各階平面図,立面図(各面),断面図,外構図等の図面
- 特定建築物排出量削減計画書に記載された「温室効果ガスの排出量の削減を図るため の措置が具体的にわかる資料若しくは図面
- ※ 提出に必要な図書については、次のホームページからダウンロードしてください。
  - 特定建築物排出量削減計画書 (<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000022567.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000022567.html</a>)
  - 『2008 年版CASBEE 新築(簡易版)』(http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm)
- ※ 提出された書類は文書閲覧及びインターネットによる公表の対象になります。

## 提出先

- 京都市都市計画局建築指導部建築審査課の窓口(郵送不可)
- ※ 工事着手予定の日の21日前までに提出してください。

特定建築物に係るその他の提出書類

- 特定建築物排出量削減計画変更届出書 「特定建築物排出量削減計画書」の記載事項の変更があった場合に提出
- 特定建築物工事完了届出書<必須> 工事完了時に提出(工事完了後15日以内)

#### ◆ お問い合わせ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室 特定建築物担当

〒604-8751 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-4555 FAX 075-211-9286

URL: http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0.html

E-mail: ge@city.kyoto.jp

